

議会受付番号	文書質問第 22 号
質問者	渡邊 昌一郎議員
答弁する者	市長 (市民活動部 地域のつながり推進課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 22 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

3.11 オール鎌倉実行委員会打ち合わせ録音データに関する件

2 質問の理由

上記の件について、鎌倉市民が開示請求をしたところ、一度は黒塗りの書類が開示され、開示請求者はその内容について黒塗りの書類を確認したと聞き及んでいるが、(文字起こししたということは、鎌倉市として一端は行政文書として扱った) しかし、その後「行政文書不存在決定通知書」が平成 29 年 1 月 17 日に開示された。

- 一旦は、行政文書として文字起こしされたにもかかわらず、黒塗りの書類を開示しなければならないことを持って、文書が「存在しない」に変更しなくてはならない理由があるのか?
- 担当次長は出席者に対しては、事前に公務で出席すると証明していたと聞き及んでいるが、何故、当日になって公務がボランティアに変わったのか?
- 担当次長が録音した書類が何を持って、行政文書として取り扱わないという結果になったか?
- 何故、一旦は文字起こしの作業をしたのか?

3 答弁

- 行政文書として反訳した事実や黒塗りした事実はありません。
- 担当次長は事前に公務で出席すると表明していた事実は無く、実行委員会のボランティアとして参加していたものと確認しています。
- 実行委員会のボランティアとして担当次長が参加しており、職務として文書の作成を行っていないことから、鎌倉市情報公開条例第 2 条第 2 号に規定する行政文書は不存在です。
- 行政文書として反訳した事実はなかったと確認しています。